

市道反覆通行に関する措置基準

昭和49年4月1日制定

(目的)

第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第47条の4第2項に基づき反覆して同一市道に車両を通行させる（以下「反覆通行」という。）ことに関し、必要な事項を定め、市道の構造を保全し、交通の危険を防止するために義務づけることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この基準は、反覆して同一の市道に車両を通行させようとする者（以下「通行者」という。）に適用する。

2 この基準の対象となるものは、別表に定める。

(通行の開始)

第3条 通行者は、反覆通行の開始に当たって関係法令に定めるもののほか、この基準に定める事項により通行を開始しなければならない。

(申請者の提出)

第4条 通行者は、反覆通行を開始しようとする10日前までに、市道反覆通行許可申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第5条 市長は、前条の申請があったときには、この基準に従いその内容を審査し、適当と認めるときは、市道反覆通行許可書（様式第2号）を交付する。

(許可期間)

第6条 許可期間は1年以内とする。

2 許可期限満了後引き続き反覆通行をしようとするときは、期限満了前に継続の申請をしなければならない。

(許可事項の変更)

第7条 市道反覆通行の許可を受けた者（以下「反覆通行者」という。）

で、許可事項の一部を変更しようとするときは、事由を付し、第4条および第5条の規程に準じて許可を受けなければならない。

(反覆通行の運転時間)

第8条 反覆通行の運転時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。

(反覆通行の経路)

第9条 反覆通行の経路（以下「経路」という。）は、市長が指示する経路を通行しなければならない。

(市道の補強および維持修繕)

第10条 反覆通行者は、反覆通行の開始に伴い、経路の市道に補強の必要があるものについては、開始前に補強などの措置をしなければならない。

2 反覆通行者は、経路の路面に、土砂、山土等を落とさないようにし、もし落としたときは、速やかに取り除かなければならない。

3 反覆通行者が経路の市道を損傷したときは、直ちに通行に危険のないよう修繕し、速やかに原形に復旧しなければならない。

(市道上の構造物並びに市道占用物件の補強及び維持修繕)

第11条 反覆通行者は、反覆通行の開始に伴い、経路市道に係る構造物（橋梁、暗渠等）及び市道占用物件に補強の必要があるものについては、開始前に補強などの措置をしなければならない。

2 反覆通行者が経路の市道上の構造物及び市道占用物件を損傷したときは、直ちに公益上支障のないように修繕し、速やかに原形に復旧しなければならない。

(補強及び維持修繕工事の検査)

第12条 第10条および第11条の規定に基づき措置をするときは、着手前に市長及び市道占用者の指示を受け、完了後検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第13条 第10条及び第11条の規定に基づき要した費用は、反覆通行者が負担しなければならない。

(交通整理)

第 14 条 反覆通行者は、反覆通行により一般交通に支障のないようにし、出入口、交差点、曲がり角、学校付近、その他通学道路等には、特に交通整理員を配置し、交通事故のないようにしなければならない。

(散水、防塵処理)

第 15 条 反覆通行者は、非舗装道の反覆通行により、土ホコリをたてる場合は、防塵材を散布するか、散水を適且実施し経路付近の住民及び通行人に迷惑をかけないように措置しなければならない。特に、人家の連担地区は、防塵材を散布しなければならない。

(許可期間中の反覆通行の停止等)

第 16 条 市長は、経路市道の路盤の状態が悪いなど必要があると認めるときは反覆通行の一時停止を命ずることができる。

第 17 条 反覆通行者は、経路通行中は市道路監理員の指示に従わなければならない。

(委任)

第 18 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は平成 8 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別 表

- 1 港湾埋立事業で大量の車両反覆通行が予想されるもの。
- 2 5ヘクタール以上の住宅団地、工業団地の造成で大量の車両反覆通行が予想されるもの。
- 3 自動車運送業や砕石業等で法的に（道路運送法第91条外）道路管理者の意見を徴しなければならないとされているもの。
- 4 その他、道路構造上等の理由により、道路管理者が指定するもの。

様式第 1 号

市道反覆通行許可申請書

(宛先) 防府市長

| | | | | | | | | | |
|-----------------------------|--------------------|---|--------|-----------------------|-------|----|-----|----------------|---------------|
| | 車両名 および 登録番号 | 幅 | 総重量 | 軸重 | 輪荷重 | 長さ | 高さ | 最小 回転 半径 | 最大 積載 量 |
| 車両の諸元反車 通行全部記載 するところ。 | | | | | | | | | |
| 車両の使用 目的 | | | | 積載物名 および運搬 全体数量 | | | | | |
| 反覆通行 経路 | 出発地 | | 主な経過地 | | | | 目的地 | | |
| 離合場所 および 退避場所 の状況 | 離合場所 | | 有 (ヶ所) | | 無 | | | | |
| | 退避場所 | | 有 (ヶ所) | | 無 | | | | |
| 通行期間 | 年 月 日 | | ～ | | 年 月 日 | | | | |
| 運転時間 | 午前 | 時 | 分 | ～ | 午前 | 時 | 分 | | |
| | 午後 | 時 | 分 | | 午後 | 時 | 分 | | |
| 運転回数 | 1日に | | 回以内 | | | | | | |
| 現場連絡 責任者 | 住所 | | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | |
| | 連絡先 | | | | | | | | |

※ 経路の略図を別に添付すること。

市道を反覆通行するには、関係法令および市道反覆通行に関する措置基準を遵守しますので上記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 (通行者)

住所

会社又は団体名

氏名 (役職名)

連絡先

様式第 2 号

第 号
年 月 日

様

防府市長

市道反復通行許可書

年 月 日付をもって申請のあった市道反復通行については
下記により許可します。

記

- 1 運 転 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 運 転 時 間 時から 時まで
- 3 運 転 回 数 1 日に 回以内
- 4 使用する車両 願出のとおりとする
- 5 使 用 目 的

- 6 積載物及び運搬全体数量

- 7 反復通行の経路 願出のとおりとする
- 8 関係法令及び市道反復通行に関する措置基準を遵守すること。
- 9 その他の許可条件